

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	小	川	令	持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 7年 6月16日に提出された 7監管第30号の名古屋市職員措置請求について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、名古屋市教育委員会への行政文書公開請求に係る公開文書の写しの交付について、公開文書の電子データのサイズであればCD-Rへの複写で足りるところ、記憶容量が大きく費用が高額なDVD-Rへ複写のうえ交付し、請求者から違法かつ不当に過大な費用を徴収したとして、費用の返還等の措置を講ずるよう求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

本請求において、請求人は、公開文書をDVD-Rに複写して交付したことに

より、過大な費用を徴収した旨主張するが、その内容は地方公共団体に損害が発生した場合及び発生するおそれがある場合のいずれにも該当せず、住民監査請求の対象となる財務会計行為等とは認められない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)